

令和5年9月12日

泉南清掃事務組合

管 理 者 泉南市長 山本優真 様

副管理者 阪南市長 水野謙二 様

泉南市男里7丁目29-20

男里浜区長 和田公明

温水プールの廃止に伴う見返り策の提示要望書(再)

1. 要望の趣旨

当区は貴組合に対し、温水プールの廃止に伴う当区の構成員(以下「浜区民」といいます。)に対する健康対策の見返り策を、10月末日を目途として書面で提示されますよう、ここに要望します。

2. これまでの交渉の経緯

貴組合が、温水プールの廃止する方針を表明されたことに対し、当区は令和3年10月18日付書面で、温水プールは浜区民に対する健康対策施設として建設されたものであること、そして貴組合もその趣旨を十分認識したうえで温水プールを運営されてきたことを指摘しました。

更に、貴組合が浜区民に対する健康対策施設である温水プールの廃止するのであれば、それに合わせて(廃止と一体として)、浜区民の健康対策に関する見返り策を貴組合が自ら検討し、それを当区に提示すべき義務を負っている旨を、約束ごとの取扱における普遍の道理(筋)として懇切丁寧に説明し、温水プールの廃止に伴う見返り策を速やかに提示されるよう、強く要求しました。

貴組合からは、当区の上記指摘と要求に対し何らの反論も示されませんでしたので、貴組合が自ら見返り策を提示すべき義務を負っているという点は了承されたものと当区は解しておりますが、肝心の見返り策は何ら提示されないまま、既に2年近くが経過しております。

3. 温水プールの建設目的(経緯)とその確認(証明)資料

温水プールの建設目的(経緯)については、当区から以前にも説明しておりますので、貴組合にも十分ご認識いただいているものと思われませんが、そ

の後に管理者が変わられたという事情も存するため、再確認の意味合も兼ねて、下記に改めてご説明します。

記

(1) 建設目的(経緯)

昭和50年代の半ばに、貴組合が当区に対して、それまでの清掃工場の能力を増強する計画(90t×2基⇒95t×2基など)を表明された際に、貴組合は排ガス、粉塵、悪臭等の健康上の被害を浜区民に与える恐れが否定できないことも認識され、当区が浜区民に対する健康対策の具体案として温水プールの建設を要望したところ、貴組合はそれを受け入れ、その趣旨に基づいて(その目的で)温水プールを建設され、今日まで運営されてきたものであります。

※ 温水プールは、貴組合が自らの発案と裁量で、広く一般市民向けに建設された単なる附属施設ではありません。

焼却工場の操業に起因する健康被害を被る恐れのある浜区民の健康を維持し増進を図ることを主たる目的とし、貴組合の当区に対する義務の履行の一環として(当区が清掃工場の能力増強を受け入れた際の付帯条件の一つとして)建設されたものであるため、貴組合が当区の同意を得ずに単独の意思で(一方的に)廃止することが許されない施設であります。

但し、貴組合が焼却工場の操業を終了される場合は、この限りではありません(当区は温水プールの廃止に異議を申し述べません)。

(2) 上記目的(経緯)の確認(証明)資料

- ① 昭和56年10月14日付貴組合の回答書 ——資料①
当時の稲留照雄管理者が、当区が要望した温水プール建設等を、当区に対する3点セットとして検討することを容認されたもの
- ② 昭和62年2月23日付貴組合の回答書 ——資料②
当時の平島仁三郎管理者が、当区が要請した温水プールの関係調査費を、昭和62年度の当初予算に計上し、建設に向けての予算を昭和63年度に計上することを表明されたもの
- ③ 令和元年6月28日付貴組合の確認書 ——資料③

温水プールで、泉南市の幼稚園児と小学校児童の団体利用が開始されるに当たり、当時の竹中勇人管理者が、温水プールは排煙・粉塵・悪臭等の公害を被る浜区民らの健康を維持・増進させることを目的とする施設として(同意の付帯条件の一つとして)建設されたものであることを確認されたもの

④ 令和2年8月7日付貴組合の回答書

——資料④

清掃工場の建替えに対する当区の要望に対し、当時の竹中勇人管理者が、温水プールは浜区民等の健康の維持・増進を図るべく整備されたものであることを再確認するとともに、新施設の建設工事に係る計画として、温水プールに関する検討も行い、当区との共存共栄策について今後も十分協議する旨を表明されたもの



泉清発 173 号

昭和56年10月14日

男里浜区自治会長

鎌田 喜晴 殿

泉南清掃事務組合

管理者 稲留照雄



要望事項について（回答）

貴自治会より要望ありました事項について
下記のとおり回答致します。

記

I 1. 4. については、焼却炉整備計画に伴います
周辺整備に関する問題として自治会館の建替、
運動場の整備、温水プール建設の3点をセットと
して前向きのしせいで検討したいと思っておりますの
で、ご協力をお願いします。

II 泉南市に対する要望については、別紙のとおり
回答を頂いておりますので、添付致します。

泉清発第 22 号
昭和62年2月23日

泉南市男里浜区
区長 鎌田 喜晴 殿

泉南清掃事務組合
管理者 平島 仁三 郎



本組合に対する要請について（回答）

平素は、本組合の清掃行政に格別のご理解、ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、昭和62年1月29日づけの文書で、貴職から要請のありましたことについて、次のとおり回答申し上げますので、実情をご賢察戴き何卒よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 温水プール建設について

このことについては、現在建設につき努力を重ねているところであるが、具体化についての調査が今しばらくの時間を要するので、昭和62年度の当初予算に温水プール関係調査費を計上し、昭和63年度において建設に向けての予算を計上する予定である。

2 総合運動場の建設について

前記の温水プール建設工事との関係があり、同プール建設に引続き建設を行うつもりである。

3 大里川下流域、水門付近の浚渫工事について

これについては、泉南市の昭和62年度予算により執行する。

泉清総第 53 号
令和元年6月28日

泉南市男里浜区
区 長 小寺 俊治 殿

泉南清掃事務組合
管理者 竹中勇人



確 認 書

泉南清掃事務組合（以下「当組合」という。）は、泉南市立一丘小学校ほか6校の児童の水泳授業ならびに泉南市立くすのき幼稚園および同あおぞら幼稚園の園児の保育活動を目的として、泉南清掃事務組合温水プール（以下「当温水プール」という。）を団体利用するにあたり、下記の事項を確認します。

記

1. 当温水プールが建設されるに至った経緯と建設目的(建設の趣旨)

当温水プールは、当組合が、泉南清掃工場のゴミ処分能力の増強計画を策定し、地元住民団体であった男里浜区自治会(現男里浜区)にその同意を求めたことに対し、男里浜区自治会が法廷闘争をも含む激しい反対運動を展開した結果、最終的には当組合・管理者稲留照雄と男里浜区自治会との合意に基づき、排煙・粉塵・悪臭等の公害を被る男里浜区の区民らの健康を維持・増進させることを目的とする施設として(同意の付帯条件の一つとして)建設されたものであること。

2. 男里浜区民に対する制約の回避

当温水プールの上記建設目的に鑑み、市民とりわけ男里浜区民の当温水プールの利用に制約を与え、またはその妨げになるような事態を生じさせないこと。

3. 男里浜区民に対する配慮

男里浜区の当温水プールの利用者の多くが高齢であることに配慮し、プール手前側のスロープ状の入退水路を常時利用できるようにすること。

4. 男里浜区への事前説明

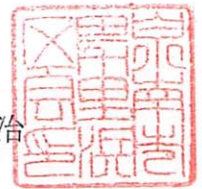
小学生及び幼稚園児らによる当温水プールの団体利用を開始するにあたり、上記のとおり当温水プールと密接な関係にある男里浜区に対し、事前説明を行なわなかったことを反省し、今回のように当温水プールの利用形態を大きく変更しようとする場合は、男里浜区へ事前説明を行うこと。

以 上

令和元年6月28日

泉南清掃事務組合
管理者 竹中勇人殿

泉南市男里浜区
区 長 小寺 俊治



小学生及び幼稚園児らによる当温水プールの団体利用については、この確認書に記載された事項が誠実に履行されることを条件として了承します。

泉清事第24号

令和2年8月7日

大阪府泉南市男里7丁目29番20号
男里浜区 区長 小寺俊治様

泉南清掃事務組合
管理者 竹中勇人

清掃工場の建替えに関する要望書について（回答）

貴区に置かれましては、平素から本組合の運営に多大のご理解ご協力賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和2年5月22日付にてご要望いただきました清掃工場の建替えに関する件につきまして次とおり回答いたします。

1. 「次期ごみ処理施設基礎調査業務」について

当該調査業務は、仕様書でお示ししていますように、現在の用地において、次期清掃工場を建設するにあたって、既存の清掃工場を安全かつ安定的に運営しながら周囲の生活環境を担保し、最小経費で最大の効果を発揮し効率的に建て替えを実現させるための手法等を検討・調査することを目的としております。

廃棄物処理施設の建設にあたっては、一般的に準備段階も含め概ね10年を要するものとされており、今後施設の整備については、学識経験者を含む委員会を立ち上げ、泉南・阪南両市の一般廃棄物処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画、施設基本計画等の作成を行い、環境影響評価を実施の上、施設の整備を進めていくことになります。

従いまして今回の調査では、個々具体的な専門事項に踏み込んだ最終的な施設整備を確定するものではなく、望ましいレイアウトや効率的な整備手順等の提案を求めるものとなります。

2. 要望事項に対する回答

①要望事項1. (1) について

行政の広域化はすべての業務で検討されており、廃棄物処理行政も例外ではありません。

大阪府においては令和元年に「大阪府ごみ処理広域化計画」を策定して一般に情報提供しているところです。

廃棄物処理法においては、一般廃棄物の処理責任は夫々の市町村が担うこととされており、この度の次期建て替え業務については、泉南市、阪南市、泉南清掃事務組合3者で事

業を進めてまいります。

②要望事項1.(2)について

現温水プールの整備経過については、貴区お示しの通り、昭和61年当時の社会状況を背景に現清掃工場竣工にあたりその排熱を利用し、浜区民等の健康の維持・増進を図るべく整備されたものであります。

一方、現在における廃棄物処理施設は、単なる廃棄物焼却設備ではなく高度な公害防止設備を有するとともに、発電所といったようなエネルギー再生事業と位置付けられます。

今後の余熱利用については、特記仕様書において、主要設備の項目として検討し、また新施設の建設工事に係る計画として温水プールに関する検討も行い、貴区との共存共栄策については今後も十分協議させていただきます。